

函館市特別職報酬等審議会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市特別職報酬等審議会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称, 大きさ等)

第2条 公印の名称, 大きさ等は, 次のとおりとする。

名 称	大 き さ (ミリメートル)	書 体	個 数	用 途	管 主 者
函館市特別職報酬等審議会会長印	24×24	印 相	1	会長名をもつてする文書	総務部 人事課 課 長

第3条 公印は、すべて文書の決裁後で無ければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。